

# 秦野市都市の低炭素化の促進に関する法律の運用に係る基準

(平成 24 年 12 月 4 日施行)

改正 平成 26 年 4 月 1 日

## 1 主旨

この基準は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）の施行に関して、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成 24 年政令第 286 号。以下「政令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## 2 用語

この基準における用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

## 3 市長が必要と認める図書

省令第 4 1 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は、次に定めるものとする。

- (1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関の技術的審査を受けた場合は、登録建築物調査機関が交付する適合証
- (2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合は、登録住宅性能評価機関が交付する適合証

## 4 設計内容説明書

省令第 4 1 条第 1 項の表に掲げる設計内容説明書は、一戸建ての住宅（人の居住用以外の用途として使用する部分を有しないものに限る。以下同じ。）又は共同住宅等の住宅部分にあつては第 1 号様式、共用部分（共同住宅の住宅部分以外の部分をいう。以下同じ。）にあつては第 2 号様式、非住宅部分（建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分をいう。）にあつては第 3 号様式によるものとする。

## 5 市長が不要と認める図書

省令第 4 1 条第 3 項に規定する市長が不要と認める図書は、第 3 項第 1 号及び第 2 号の適合証を提出した場合における省令第 4 1 条第 1 項の表の（い）項に掲げる各種計算書とする。

## 6 建築確認申請書の提出部数等

- (1) 法第54条第2項後段の規定により提出する建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書（以下この項において「建築確認申請書」という。）は、正本1部及び副本1部（同法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定を必要とする場合にあっては、正本1部及び副本2部）とする。
- (2) 前号の場合において、建築確認申請書には、省令第41条第1項に規定する申請書の写しを添付するものとする。

## 7 認定建築主の変更

- (1) 認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の工事が完了する前に認定建築主を変更しようとするときは、認定建築主変更届（第4号様式）に省令第43条第2項に規定する通知書（法55条第2項において準用する法第54条第1項の規定による変更の認定を受けた者にあっては、その通知書及び省令第46条の規定による通知書。第12項において同じ。）を添えて、市長に届け出なければならない。
- (2) 前号の認定建築主変更届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

## 8 軽微な変更

- (1) 認定建築主は、省令第44条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届（第5号様式）に添付図書のうち変更に係るもの（変更後の図書に認定時の計画を朱書表示（変更部分のみ）したものを添えて、市長に提出するものとする。
- (2) 前号の軽微な変更届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

## 9 申請の取下げ

- (1) 法第53条第1項又は第55条第1項の規定による認定の申請をした者（次条において「申請者」という。）は、これらの申請を取り下げようとするときは、低炭素建築物新築等計画認定等申請取下届（第6号様式）により市長に届け出なければならない。
- (2) 前号の低炭素建築物新築等計画認定等取下届の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

## 10 認定をしない旨の通知

市長は、法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の認定をしないときは、不認定通知書（第7号様式）により認定

しない旨とその理由を申請者に通知するものとする。

#### 11 工事完了報告

認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等工事が完了した旨の報告書（第8号様式）に、次の各号に掲げるいずれかの図書を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 工事監理報告書（建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書をいう。）の写し
- (2) 建設住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。）の写し
- (3) その他工事の完了を確認することができる書面で市長が適当と認めるもの

#### 12 建築の取りやめ

認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめようとするときは、認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（第9号様式）に、省令第43条第2項に規定する通知書を添えて、市長に申し出なければならない。

#### 13 認定の取消し

市長は、法第58条の規定により低炭素建築物新築等計画の認定を取り消したときは、認定取消通知書（第10号様式）により取り消した旨とその理由を通知するものとする。

#### 附 則

この基準は、平成24年12月4日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。